

議事要旨(3) 公開草案「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針(案)」について

波多野研究員より、適用指針の見直しを検討している以下の項目に関するこれまでの検討状況についての説明が行われた。説明の概要は、以下のとおりである。

1. 企業結合に際して子会社が親会社株式を交付した場合(いわゆる三角合併などの場合)の会計処理(共通支配下の取引に該当する場合)

現行の適用指針では、いわゆる三角合併などの場合において、これが取得に該当するときの会計処理を定めているが、今回の見直しでは、これが共通支配下の取引に該当するときの会計処理についても明らかにする。なお、今回の見直しでは、持分の結合又は共同支配企業の形成に該当する場合は取り上げない方向で検討している。これは、いわゆる三角合併などの場合において、持分の結合や共同支配企業の形成と判定される場合はあまり想定されないものと考えられるためである。

(1) 子会社(吸収合併存続会社)の個別財務諸表上の処理

合併対価が現金等の財産のみである場合との整合性から、吸収合併消滅会社の株主資本の額と交付した親会社株式の適正な帳簿価額との差額をのれん(又は負ののれん)として計上する。

(2) 親会社の個別財務諸表上の処理

企業集団の企業から金銭以外の財産を対価として自己株式を取得する場合、当該自己株式の取得価額は、移転された資産及び負債の適正な帳簿価額により算定するとされているため、親会社が取得した自己株式は、引き換えられた吸収合併消滅会社株式の適正な帳簿価額により認識する。

(3) 親会社の連結財務諸表上の処理

連結財務諸表上、子会社(吸収合併存続会社)の個別財務諸表において計上されたのれんの額(親会社持分相当額)を戻し、少数株主との取引について、交付した自己株式の時価と適正な帳簿価額との差額を自己株式処分差額に計上し、のれんを計上する。

2. 親会社が子会社を株式交換完全子会社とする場合の会計処理(中間子会社がある場合)

親会社が子会社を株式交換完全子会社とする場合、少数株主の他に中間子会社から子会社株式を追加取得して株式交換完全子会社とする場合の会計処理についても、現行の適用指針に定めのある吸収合併と同様であることを明らかにする。

(1) 親会社(株式交換完全親会社)の個別財務諸表上の処理

株式交換完全子会社の株主資本の額に株式交換日の前日の持分比率を乗じて中間子会社持分相当額を算定し、その額を当該中間子会社の払込資本として処理する。

(2) 子会社(中間子会社)の個別財務諸表上の処理

中間子会社が取得した株式交換完全親会社株式の取得価額は、株式交換日の前日に付された株式交換完全子会社株式の適正な帳簿価額により計上する。

なお、委員等から、本件に係る税制への影響の有無に関する質問があり、今回の見直しは会計処理を明らかにしただけなので、税制への直接的な影響は考えにくいという回答がなされた。

以上

(財)財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複写・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。